

2002年3月14日

アクサ損害保険(株)損害調査部
前野晴彦様

小林宗明

このたびは文書によるご回答、ありがとうございました(電話でのやりとりは録音の手間が馬鹿になりませんので、以降も文書でやりとりいただければ助かります)。

文面は確かに査収いたしました。御社の提示内容はとても納得できるものではありません。よって、反駁の意味も含め、今一度私からの主張を提示させていただきます。

1. 駐車料金と代車料金について

判例を引用されておりましたので、こちらでも紐解いてみました。

別冊判例タイムズの15号によれば、「事故により損傷した自動車を買換え、あるいは、修理する期間中、代車を使用しそれに伴う支出をした場合、その費用(いわゆる代車料)は、相当な修理期間又は買換え期間の範囲内で損害として認められる」とあります。が、今回のケースの場合、当初、修理費が賠償されるのか、買換えるための資金が賠償されるのかははっきりしていなかったという経緯があります。そして、事故発生時点での私の意志が「修理を行なう」というものだったことを念頭に置いていただきたいと思います。

事故発生から2日後の2001年8月9日、御社の前担当西浜氏から提示された内容は「全損扱いで賠償額は35万円」でした。これに対し私は、御社が査定した車両時価額があまりにも低いことと、妥当な査定額であればそれが修理費を上回るものだとは思えないことを告げ、あくまでも修理費を充当できるだけの賠償額を請求するつもりで不服を申し立てました。その後、同年8月10日に御社の損害サービス係(西浜氏は休暇中)に代車を請求したところ、一旦は「全損には代車は適用されない」と告げられましたが、私が「修理可能だと思うので全損ではない」と主張し、結果、8月16日に西浜氏自身が代車を承諾。御社提携のレンタカー業者から代車が提供されました。これはつまり、私自身が主張した「本件を全損事故として受け入れるつもりはない」という主張を、御社が認めたことになると思われます。

最終的に私が妥当だと思える額が前野様から提示されたのは、同年12月20日。つまり、約4カ月もの間、平行線状態が続いたわけです。その間、当方は(一方的な加害者であるにもかかわらず)妥当な車両時価額を証明するために相当な努力をしましたが、御社からは誠意ある行動をとっていただけませんでした(加害者本人もしかり、です)。

よって私は、この4カ月を御社の怠慢によって生じた期間だとみなします。

結果的には私は当該車両を修理せず、買換えることを選択しました。理由は、最終的に私が負担しなければいけなくなる差額が多すぎることです。当該車両が2001年の11月で車検切れとなったことも要因のひとつです。また、代車は、修理をしないことを決めた時点で修理工場に返却しました(2001年12月14日)。なぜなら、私には「保険会社から1円でも多くぶんどってやろう」という魂胆など最初からなかったからです。

ミニマルヤマからの請求書を今一度見ていただければ分かると思いますが、駐車料金は本年1月までの5カ月ぶんしか計上されておりません。また、代車料金に関しても、仮に1日あた

り 5000 円としても 1 カ月強しか計上されておられません。ちなみに、当該車両と同じ車種の場合、料金は 1 日 2 万円だそうです。ミニマルヤマにはかなりの便宜をはかっていたらと理解してください(もちろん、私が交渉した結果でもあります)。

今回請求された駐車料金および代車料金は妥当である以前に、かなり低く抑えられた額だと私は思います。御社としてはその全額を認めるべきです。

2. 廃車費用について

ご回答にあった「廃車につきましては、おクルマを所有しておられるといずれ発生するものです。今回の事故によりそれが発生したとしても廃車の時期が早まったのみであり、金銭的損害とは言えないものです」との一文は何かの間違いではないでしょうか。そのような見解を示されるということは、それが社会通念を著しく逸脱した御社の独自方針であるか、あるいは前野様自身が何か勘違いをされているとしか思えません。

なぜなら赤本に「買い換えのために必要になった登録費用、車庫証明費用、納車費用、廃車費用のうちの手数料相当分及びディーラー報酬分のうち相当額並びに自動車取得税については損害として認められる」と、きちんと明記されているからです(当方の赤本では P73)。

なにも次に買う車両の諸費用まで請求しているわけではありません(あくまでも善意による譲歩です)。こちらも同様に、全額を認めるべきです。

3. 車両本体部分の賠償額 65 万円について

この額に関しては、概ね納得しております。が、あくまでも御社の今後の対応が誠意あるものであればこそ、です。よって、ご回答にあった「既に合意いただいております」云々の表記は事実と反します。電話でも「前向きに考えたい」「妥当な額だとは思いますが」とは申しましたが、合意を表明したことは一度もありません(通話記録も残してあります)。

4. 紛争処理センターについて

本件に関しては一度、財団法人交通事故紛争処理センターへ申し立てをしております。が、最初の相談日の直前に担当が前野様に替わり、また、当時は前向きな交渉ができそうな気運でしたので、同センターへは「保留」の意志を伝えてあります。

とはいえ、今回のご回答のように心外な対応を見せられますと、私としては同センターへの申し立てを再開せざるを得なくなってしまいます。すでに、同センター嘱託弁護士の内野先生からは「2 回目からはさほど待たずに相談日が予約できる」との回答を得ています。

私は本件のスムーズな解決を望んでいますが、焦っているわけではありません。交渉のための労力はいりませんし、納得のいく結果が得られることを心から望んでいます。